

学級担任が指導する情報安全事例集

子どもたちがネットトラブルにあわないために



平成19年3月

栃木県総合教育センター

はじめに

急速に進展し続ける社会の情報化は、日常生活に大きな変化をもたらし、コンピュータや携帯電話からのインターネット利用に関わる様々な問題が多発しています。これらの問題に児童生徒が巻き込まれないようにするためにも、情報モラルを身に付けさせ、情報社会に対応できる力を育成する必要性が、ますます高まっています。

このような背景から、総合教育センターでは、平成 17 年 3 月に、「ネット社会における安全指導資料～子どもたちがネットトラブルにあわないために～」を作成しました。これに続くものとして、今回は、主に小中学校での指導を重視し、「学級担任が指導する情報安全事例集 子どもたちがネットトラブルにあわないために」を作成しました。本資料の作成にあたっては、児童生徒が学習内容をイメージしやすいように、「配付資料」にイラストや会話形式を多用しました。また、教師が情報モラルの指導やその準備に、時間をかけずにあたれるように、「教師用資料」では指導のポイント等を絞って示しました。活用場面としては、朝の会や帰りの会、学級活動、教科指導等の時間を想定しています。活用の対象としては、児童生徒だけでなく、校内研修や家庭への啓発なども考えられます。児童生徒の発達段階に応じて、情報モラルを継続的に指導し、情報社会のルールとマナーを理解させ、ネット社会によりよく適応できる力を育むために、本資料をご活用ください。

最後に、調査研究にあたりご協力いただきました研究協力委員の方々に、深く感謝申し上げます。

平成 19 年 3 月

栃木県総合教育センター所長

五味田 謙 一

目 次

1 配付資料で説明する情報安全ワンポイント指導事例

事例 1 (著作権)	人が作ったものを勝手に使うことは？	2
事例 2 (肖像権)	友だちの写真、勝手に使っていいの？	4
事例 3 (個人情報)	住所や電話番号を知られてしまうと？	6
事例 4 (情報発信)	ネットでの悪口が罪になる？	8
事例 5 (ネットいじめ)	その言葉、友だちを傷つけていませんか？	10
事例 6 (ID・パスワードの管理)	ID・パスワードを人に知られると？	12
事例 7 (不正アクセス)	他人になりすますと？	14
事例 8 (ネット取引)	このようなことは法律で禁止されています！	16
事例 9 (不当請求)	不当請求は絶対無視！	18
事例 10 (メール)	チェーンメールは絶対無視！	20
事例 11 (出会い系サイト)	出会い系犯罪に巻き込まれないために！	22
事例 12 (違法ドラッグ)	違法ドラッグに注意！	24

2 話し合い活動を取り入れた情報モラルの学習プラン

学習プラン 1	「私のネット利用」	28
学習プラン 2	「よく利用するネットコンテンツ」	29
学習プラン 3	「こんなメールをもらったらどう思う？」	30
学習プラン 4	「ちょっと待った！その情報は大丈夫？」	32
学習プラン 5	「ネット利用！あなたならどうする？」	34

3 資料

1	情報モラル指導と教科等での指導の関連	40
2	話し合い活動を通じた情報モラル指導の考え方	44
3	インターネット関連法規	46

1 配付資料で説明する 情報安全ワンポイント指導事例

この章では、情報社会で安全に生活するために知っておくべきルールやマナーについて 12 の事例を示しました。子どもたちを情報社会の危険から守るためには、事例の内容をよく理解させることが大切です。さらに、その背景にある考え方・ルールやマナーについて継続的に指導していくことが大切です。情報機器を悪用した犯罪が起きていますが、情報機器やメディアの特質、それらの考え方を理解していれば、犯罪に巻き込まれる危険性が少なくなります。

「1 配付資料で説明する情報安全ワンポイント指導事例」は、両開き 2 ページで 1 事例の構成です。左ページは児童生徒用「配付資料」、右ページは「教師用資料」です。配付資料には、イラストと会話形式を用いて学習内容をイメージしやすいようにしてあります。「教師用資料」には、それぞれの事例についての＜背景＞、＜事件事故の例＞、＜指導上の留意点＞、＜解説例＞が示されています。

活用の仕方

この資料を使えば、短時間で、すぐに取り組めます。

総合的な学習の時間・教科指導などで、

情報モラルの指導場面が出てきたときに、配付資料を使ってトピックとして活用してください。

その際、教師用資料も参考にして、児童生徒に説明してください。



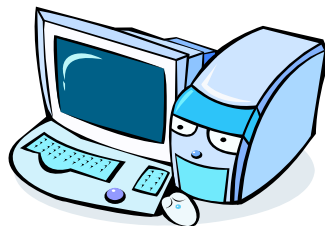
朝の会・帰りの会での活用は、
児童生徒に配付資料を印刷
配付し、先生が読んでください。

本冊子に掲載してある配付資料は、栃木県総合教育センターのホームページからダウンロードできます。学校の実情に合わせて加工してお使いください。

人が作ったものを勝手に使うことは？



この前買ったゲームのソフト貸してくれる？
僕のパソコンにインストールして使いたいんだ。

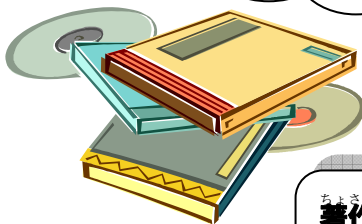


いいよ、明日もってくるからね。



そんなことしたら大変だよ。
他人のソフトを勝手に自分のパソコンにインストールすると法律違反になるのだよ。

簡単にコピーできるんだけどな？



苦労してソフトを作成した人の気持ちを考えてあげることが大切なんだよ。コピーされたらどう思うだろう？



著作権法

他人の著作物（作文、絵、写真、映画、コンピュータのプログラムなど）を無断で使用すると著作権法違反になります。

処罰 3年以下の懲役または300万円以下の罰金

ポイント

友だちが買ったソフトを借りて勝手にコピーするのは、「著作権法」で禁じられています。このようなことをしたら、ソフトを製作した人たちや販売会社が困ってしまいます。ソフトを作るには、たくさんの時間とお金がかかっていることを理解しましょう。

＜背 景＞

ネットワークが発達し、ネットワーク上でデジタル情報を送受信する活動が増えています。デジタル情報は、劣化することなく完全なコピーを作成することができます。また、携帯電話の多機能化により、携帯電話からも情報の受発信ができるようになっています。このような状況の中で、著作権法違反の事件事故が身近なところで起きています。

＜事件事故の例＞

例1 インターネットショッピング

自らが運営するホームページを通じて、権利者に無断で複製したコンピュータソフトを販売していた男性が、著作権法違反の疑いで逮捕された。

例2 インターネットオークション

携帯電話からアクセスするオークションサイトを悪用し、権利者に無断で複製したコンピュータソフトを販売していた男性が、著作権法違反の疑いで逮捕された。

＜指導上の留意点＞

著作権に対する基本的な考えは、他人が創作したものを使用时は、必ず許諾を得るということです。このことについて、次のことを児童生徒によく理解させることが大切です。

1. 他人が創作したものは勝手に使うことができない。
2. どうしても使用したい場合には、制作者の許諾をとる必要がある。

また、教育現場では著作権法第35条(P.48 参照)を拡大解釈しないことが大切です。最もよくないのは許諾を得ずに無断で使用するということです。

家庭での著作物使用と、学校での著作物使用については根本的に異なります。私的使用と公的使用の区別をすることを、児童生徒に理解させることが必要です。また、著作権法における罰則規定は、3年以下の懲役または300万円以下（法人は、1億円以下）の罰金と定められており、規則を守らないと重い罰則が科せられることを理解させましょう。

＜解説例＞

Aさんは夏休みの図画の課題で、漫画やアニメのキャラクターをポスターの中に描き、ポスターコンクールに出品してしまいました。これはやっていけないことです。

漫画やアニメのキャラクターなどは、個人で楽しむためにそれを写したりまねて書いたりすることは許されます。しかし、著作者（作品を作った人）の許しもなく、コンクールなどのたくさんの人の目に触れる場に勝手に出すことは、著作権の侵害に当たり、法律でも罰せられます。どうしても自分の作品の中に登場させたいというときは、著作者に許可をもらいましょう。



友だちの写真、勝手に使っていいの？

携帯電話を買ってもらったんだ。

今度の携帯電話は、カメラが付いていてとてもきれいに撮れるんだ。



みんなの写真をこっそり撮ろう。そして、ブログでみんなに紹介してやろう。



ブログ見たよ。
ぼくの写真、勝手に公開しては困るよ。



困るな。人の写真無断で撮って、ブログにのせるなんて。



どうしてみんな怒っているんだろう？
別に悪いことしてないのになあ。



家の人も驚いているし。すぐ削除してもらわないと。



肖像権のこと知らないのかな？



肖像権とは？

- ① 人がみだりに自分の肖像を写真に写されたり、描かれたりしない権利（無断撮影の禁止）
- ② 写されたり、描かれたりした自分の肖像を勝手に公表されない権利（無断公表の禁止）

ポイント

無断で写真を撮られたり、公開されたりすることは、だれでもいやなことであり、マナー違反です。肖像権という権利や考え方があることを理解しましょう。

<背 景>

デジタルカメラや携帯電話のカメラ機能の発達により、だれでも手軽に写真を撮影することができるようになりました。また、インターネット上のブログやWebページに写真を公開することが簡単にできるようになってきました。こうした中、他人の写真を無断で掲載してトラブルとなる事例が増えてきています。

<事件事故の例>

例 出会い系サイト

出会い系サイトに顔写真を無断で載せられた女性が、写真家、出会い系サイトを経営する会社及び会社の社長を訴えたケースでは、120万円の損害賠償（慰謝料100万円、弁護士費用20万円）が認められた。

<指導上の留意点>

「肖像権」の正しい認識は、「相手の立場になって考える」ことから始まります。

1. 他の人の写真や動画を勝手に使わないこと。
2. どうしても使いたい場合は、本人の承諾をもらうこと。
3. 自分が撮影の対象になった場合を想定すること。

- どのような写真は撮影されたくないか。
- どのように利用されたいやな気持ちになるか。
- 自分が見られたくない写真や動画を、勝手に公開されたらどう思うか。

「肖像権」というのは、人に勝手に自分の写真を撮影されることを拒否する権利であり、その写真を勝手に公開されることを拒絶する権利です。

<解説例>

あなたが、コンサートで出演者の写真を無断で撮ったとします。この写真を、無断でインターネット上に公開したらどうでしょう。このことを、相手の立場で考えてみましょう。

あなたの写真が突然、無断でどこかに使われたら不快感や憤りを覚えると思います。これと同じように、出演者も同じ精神的苦痛を感じるでしょう。

また、あなたはあなたのお金を他人に無断で使われることは許さないはずです。出演者も同様に、自分たちの財産である肖像・写真を他人に無断で使わせないのは当然のことです。

このように、「肖像権」を大切にすることは、基本的人権を尊重することです。



住所や電話番号を知られてしまうと？

アンケートに答えると必ず商品がもらえるのか。
すぐに応募してみよう。

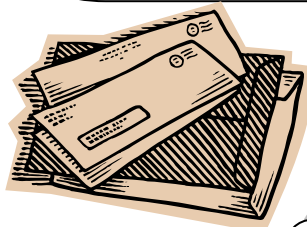
アンケートに答え、入力するのは、名前、住所、電話番号。これを入れて、送信。
商品が届くのが楽しみだな！

キャラクター
プレゼントコーナー
アンケートに答えてね。



何日かして

最近、広告の手紙がたくさん届くようになったのよ。
どうしてかしら？



知らない人から電話がかかってくるようになった。どうしてかしら？



個人情報保護法

個人情報保護法とは、個人情報が知らないうちに使われたり、大量の情報が外にもれたりしないように、個人情報を会社がきちんと取り扱うべきことを、ルールとして国が決めた法律です。

ポイント

インターネットのWebページの中には、人をだまして、住所や電話番号、名前などの個人情報を集めるものがあります。個人情報が知られると、広告の手紙がたくさん届いたり、知らない人からの勧誘の電話がかかってきたりすることがあります。自分の名前、住所、電話番号、メールアドレスなどは、かるがるしく他人に教えないことが大切です。

＜背景＞

インターネットのWebページには、子どもの興味・関心を引くための懸賞付きアンケートページが増えています。子どもたちのインターネット利用状況を見ると、家庭での利用時間が増えています。5割以上の子どもが、1週間当たり1時間以上利用するという調査結果もあります。

＜事件事故の例＞

例 携帯電話紛失

女子生徒が、同級生の携帯電話番号が数多く登録されている携帯電話を、通学途中の電車で紛失した。携帯電話を取得したと思われる人物から、紛失した携帯電話に登録してあった複数の同級生の携帯電話に、頻繁に卑猥な電話がかかってくるようになった。

＜指導上の留意点＞

個人情報である自宅の電話番号や住所、家族構成などが知られると、次のような被害が増えることを理解させます。

1. セールスの電話やダイレクトメールが多くなる。
2. 「振り込め詐欺」や「誘拐」などの犯罪に巻き込まれることがある。

対策としては、次のことに注意させます。

1. インターネットは家族が見ている場所で利用する。
2. 自分や家族のことについてWeb上に書くときは、書き込む内容を家の人に相談し、許可が出てから書き込み、送信を行う。

小学生のインターネット利用に関する動向調査から、インターネットでゲームや趣味・娯楽のサイト検索がよく行われていることが分かります。こうしたWebページには、子どもの興味・関心を引くために、占いや懸賞のページが巧みに配置されています。うっかり個人情報を漏らさないように学級懇談会などを利用して、家庭と連携して指導していく必要があります。

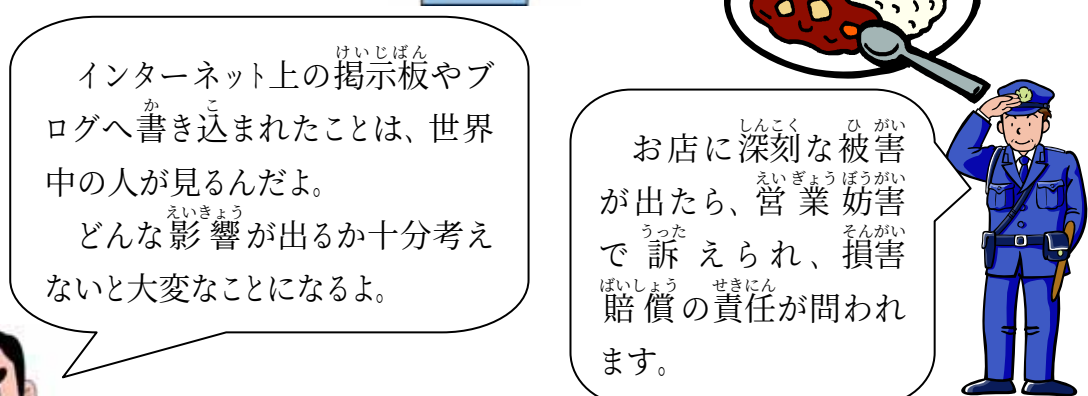
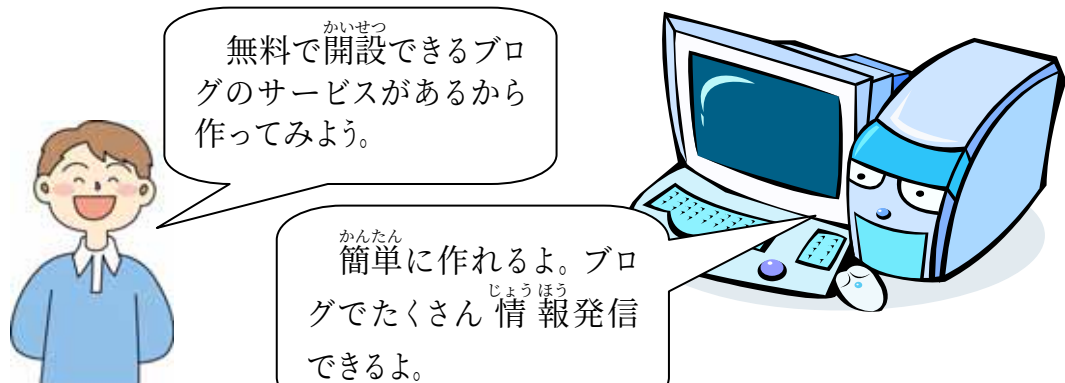
＜解説例＞

インターネット上のブログや掲示板に書き込みをするときは、十分注意してください。自己紹介で、名前、住所、電話番号、メールアドレスなどの情報を出すのは大変危険です。これらの情報が知られると、知らない人から電話がかかってきたり、わいせつなメールや出会い系のメールがたくさん届くようになってしまいます。

また、友だちの携帯電話番号やメールアドレスを、他の人に軽々しく教えてはいけません。同じようなことが起こります。ブログや掲示板は、よい人ばかりが見ているとは限りません。中には、個人情報を手に入れるために見ている人がいるかもしれません。個人情報は慎重に扱しましょう。



ネットでの悪口が罪になる？



たとえいたずらでも、誹謗中傷、犯行予告の書き込みは厳正に処分されます。刑法では、主に「名誉毀損罪」「脅迫罪」「威力業務妨害罪」などの罪に問われることがあります。

ポイント

ネット上の掲示板やチャットなどで自分の考えを伝える場合は、文字による情報だけになってしまいます。自分は冗談でからかっているつもりでも、相手はとても傷ついているかもしれません。

会って会話をしている、ケンカになることがあるのです。書き込みをするときは、送信する前に、相手やそれを見た人がどう感じるか、何度も読み返して確認するようにしましょう。

＜背 景＞

掲示板、ブログやチャットのほとんどは、ハンドルネーム(仮名)などの匿名でメッセージを投稿することができます。このことは、自分の立場や肩書きに関係なく、自由な意見を表明できたり、情報発信への心理的な敷居を低くしたりするメリットにつながります。一方で、無責任な発言や有害情報を発信したり、別人になりすましたりするといった問題を引き起こすデメリットがあります。

＜事件事故の例＞

例1 殺害予告 脅迫

中学2年男子が、実名入りで「一週間後に〇〇町の小学生を3人殺します。」と書き込んで、補導され、翌週に書類送検された。

例2 危害予告 威力業務妨害

高校1年男子が、携帯電話から「次は〇〇市の児童を狙う。」と小学校を名指しし、さらに「狙います。」などの書き込みをし、逮捕された。

＜指導上の留意点＞

匿名による気軽な投稿が、ときに犯罪にもつながってしまうことを十分に理解させます。被害を受けた場合の対応法や、自らが加害者にならないための心構えをしっかりと指導することが大切です。

1. 被害を受けた場合は、名誉毀損やプライバシー侵害として裁判所に訴えることができること。
2. いたずらの犯罪予告なども、犯罪として罪に問われる可能性があること。
3. 匿名でも、法的手段によって発信者を特定できること。

＜解説例＞

小学校6年生のA君は、子ども向けのチャットサイトをよく利用し、小学生の仲間とチャットを楽しんでいました。ある時ちょっとした言い争いからチャット上で仲間とケンカになってしまいました。何日かたつと、そのチャットや他の掲示板に、自分のハンドルネームを勝手に使われて、あたかも自分が書いたかのように悪口を書き込まれてしまい、A君が悪者にされてしまいました。どうしてケンカになってしまったのか考えましょう。ケンカにならないようにするには、どうしたらよいか考えましょう。

また、A君は、この後どうしたらよいでしょう？

1. まず、両親や先生に相談しましょう。
2. チャットの利用を一時やめて、一切相手にしないようにしましょう。
3. チャットの記録が履歴などで残っていれば、日時と合わせて保存し、管理者に事情と記録を連絡しましょう。

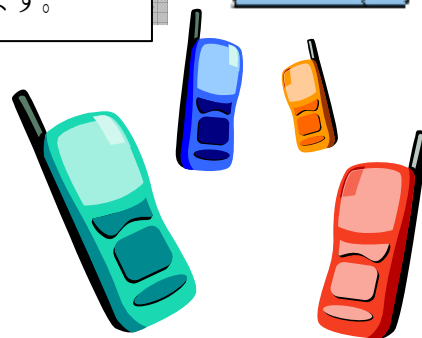


その言葉、友だちを傷つけていませんか？



こんな書き込みしていない？

- 人の悪口
- ありもしないうわさ話
- 他人の人権を踏みにじる言葉
- 他人のプライバシーに関すること



刑法230条（名誉毀損）

3年以下の懲役もしくは禁固、又は50万円以下の罰金

ポイント

インターネット上で悪口を書き込むことは、ひきょうなことです。絶対にやってはいけません。場合によっては罪に問われることになります。

もし、自分の悪口を見つけた場合は、その書き込みを削除させることができます。先生や親にすぐに相談しましょう。また、念のために書き込みのあるページを保存しておきましょう。

<背 景>

インターネットや携帯電話が普及し、だれでも気軽にネットワークでのコミュニケーションを取ることができるようになりました。その反面、掲示板への不当な書き込みの事件やメールを使った嫌がらせなどの事件も後を絶ちません。

<事件事故の例>

例1 いじめで傷害罪

中学1年の男子生徒が、入学直後から約5か月間、携帯メールで中傷されるなど陰湿ないじめに遭い、抑うつ状態になったとして、両親からの被害届を受けた警察署が傷害容疑で捜査を始めた。

例2 なりすまし、誹謗中傷

男子高校生が、掲示板を使って、同学年の女子生徒の実名を使って本人になりすまし、卑猥な書き込みをしたり、またイニシャルを使って人物を特定できる内容で、女子生徒の性格を中傷する書き込みをしたりしたとして、名誉棄損の容疑で逮捕された。

<指導上の留意点>

インターネット上で扱われる情報の特性として、次のことをよく理解させましょう。

1. 一度ネットワーク上に流れた情報は、だれかにコピーされると回収することができない。
2. いたずらでやったことが、相手に重大な損害を与えてしまう場合がある。

また、メールや掲示板を利用する時のマナーや相手の気持ちに配慮したコミュニケーションの在り方について、日頃から継続的に指導していくことが大切です。

書き込みに関する相談は、下記に連絡しましょう。

栃木県警察本部県民相談室（24 時間対応）

相談専用電話 028-627-9110

<解説例>

自分が周りの人から言われると嫌な気分になる言葉ってあるよね。どんなこと言われると嫌になる？

例えば、自分や家族の悪口なんてどう？

自分のプライバシーに関すること、冷やかしからい、
.....

他にどんなことがある？

直接言われなくても、掲示板に書き込まれていろんな人に見られてしまったり、メールで友だちの間に広まってしまったりしたらどうだろう？

直接言われるよりショックが大きいよね。

自分がされて嫌なことは他人にはしないようにしようね。
名誉毀損で訴えられることもあるんだよ。



ID・パスワードを人に知られると？

メールが届いているから
見るね。私のパスワードは、
mai0615 だから、・・・。

まいちゃんのパスワ
ードは、mai0615 なん
だ。

名前と誕生日で
パスワードをつくったん
だね。

友だちだけど、パスワード
知られていいのかな？

僕は、ゲームで使う
パスワードはだれにも
教えないんだ。知られ
たら、勝手に使われち
やうから。

ID・パスワードを他人に知られないために

- ・ 人には教えない。
- ・ 人の目にふれるものには書いておかない。
- ・ 不特定多数の人が使うコンピュータでは、なるべく ID・パス
ワードを使わない。
- ・ ID・パスワードを盗み取る Web ページに気を付ける。

ポイント

自分のパスワードを他人に知られると、それを使ってインターネット
やメールを勝手に使われてしまいます。他人のパスワードを使って、そ
の人になりすますと、不正アクセスという犯罪になります。

ID やパスワードの管理には、十分気を付けましょう。

＜背景＞

近年、公共施設ではインターネットに繋がる共用パソコンを設置しているところが増えています。また、自宅でオンラインゲームやメールでのやり取りを行うケースも増えてきています。こうした中、IDやパスワードを盗み取られ、事件事故の被害者になる事例が増えています。

＜事件事故の例＞

例1 フィッシング行為で14歳少年を書類送検

14歳の少年が、インターネットゲームサイトの会員に対して虚偽のメールを送り、同サイトのフィッシングサイトにアクセスさせ、ID・パスワードなどを不正入手した。さらに、入手したID・パスワードを使い、ゲームサイトにおいて不正アクセス行為を繰り返した。

例2 元インターネットカフェ従業員を不正アクセス行為で逮捕

被疑者は、インターネットカフェ従業員の立場を利用し、店内のパソコンに「キーロガー」を仕掛け、他人のID・パスワードを不正に取得した上、それを利用して、オークションサイトで数十回不正アクセス行為を繰り返した。



＜指導上の留意点＞

パスワードの扱いについて

1. 他人のIDやパスワードは知り得たとしても使わない。
2. 自分のIDやパスワードは他人に教えない。
3. パスワードは定期的に変更する。

授業でパソコンを使用する際には、パソコンにログインする場面で、IDとパスワードについて継続的に啓発することが大切です。また、情報社会では、IDやパスワードが必要であり、その大切さを理解させていくことが大切です。また、IDやパスワードを他人に知られると事件事故に巻き込まれる危険性を理解させましょう。

＜解説例＞

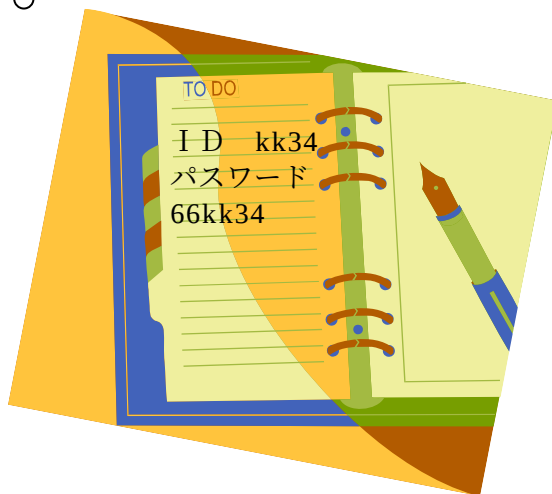
私たちの生活の場で、パスワードはたくさん使われています。例えば、

- ・銀行や郵便局のキャッシュカード
- ・クレジットカード
- ・テレビゲームのプレイヤー認証
- ・電子メール受信時のユーザ認証

など、容易に使用場面を思い浮かべることができます。もし、他人に自分のパスワードが知られ、悪用されたら大変なことになります。また、他人のパスワードを勝手に使うと、「不正アクセス行為の禁止などに関する法律」で罰せられます。



他人になりすますと？



これはだれかのIDとパスワードだ。これで、アクセスしてみよう。
メールが見られるかな？

ログインできるぞ。メールも見たし。いたずらメールも、はい送信。

何日かして



ぼくの名前でいたずらメールが友だちのところにたくさん届いているらしい。
だれが無断でいたずらメールを出しているのかな？

すぐにパソコン室の利用記録と、ログを見て、いたずらメールを出した人を調べなければならないな。

これは不正アクセスという行為で、罰せられるんだよ。



不正アクセス行為の禁止などに関する法律

この法律では、次のことが禁じられています。

- ・他人のユーザIDやパスワードを使ってコンピュータを不正に使用する行為
- ・セキュリティ上の弱点を攻撃してコンピュータを不正利用する行為
- ・保存されているデータやプログラムを改ざんする行為
- ・コンピュータを利用不能な状態に追い込んだりする行為

ポイント

他人のパスワードを使ったり、パスワードを入力したりしたままで放置されたパソコンを勝手に使用することを、不正アクセスといい、法律で禁止されています。

IDやパスワードが知られると、他人があなたになりすまして犯罪を起こすかもしれません。IDやパスワードは、他人に知られないように管理しましょう。

＜背 景＞

インターネットの普及とともに、不正アクセスが増加しています。これにともない、平成 11 年に不正アクセス禁止法が成立しました。不正アクセスとは、他人の I D・パスワードなどを悪用して、不正にネットワークに進入し、ファイルを盗み見たり、削除・改変したりすることです。

＜事件事故の例＞

例 1 不正アクセス禁止法違反

生徒は、友人宅で、別の友人の I Dとパスワードをパソコンに入力し、ゲーム配信会社に、不正に 1 回アクセスした疑い。I Dとパスワードは、別の機会に友人が独り言で言ったものを近くで聞いて知っただけ。

例 2 不正アクセス禁止法違反

警察は、他人の Web ページに不正にアクセスし、改ざんしたとして、中学 1 年の女子生徒を補導し、児童相談所に通告した。女子生徒は「警察が来るとは思わなかった。ごめんなさい。」と反省した様子だという。

＜指導上の留意点＞

ネットワークを使って、他人のコンピュータに侵入しただけで、住居侵入などと同じように犯罪になること、また、不正アクセスを助ける行為も同様の犯罪行為であることを、しっかり理解させましょう。

不正アクセスを防止するためには、次のことが有効です。

1. ユーザ I Dとパスワードをきちんと管理する。
2. コンピュータのセキュリティホールの修正プログラム(セキュリティパッチなど)を常に適用する。
3. 自宅のコンピュータなどで、インターネットが常時接続になっていても、使用していないときは電源を切っておく。
4. ゲームセンター、ゲーム喫茶、他人所有のパソコンなどで、I Dやパスワードを入力する Web ページにはアクセスしない。

＜解説例＞

ネットゲーム上の不正アクセスでは、苦労して手に入れたはずのアイテムがなくなっていたり、前回遊び終えたときと状態が異なっていたりするなどの例が報告されています。

こんな時は、次のように対処しましょう。

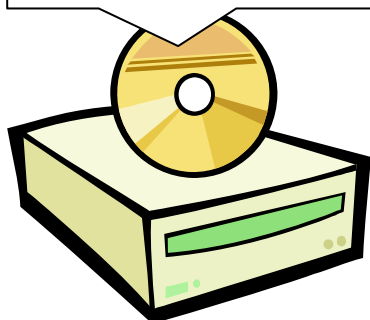
1. システム上の問題という可能性もあるので、ゲームの運営会社に状況報告をし、原因特定のための情報を得ましょう。
2. パスワードを変更しましょう。不正利用者に変更されてしまいログインできない場合は、運営会社に連絡し処置してもらいます。
3. 新たにパスワードを設定するときには、アカウントと同じであったり、家族の名前、誕生日であったりといった、他の人に見破られやすいものは避けましょう。この機会にきちんとしたパスワード管理を身に付けましょう。



このようなことは法律で禁止されています！

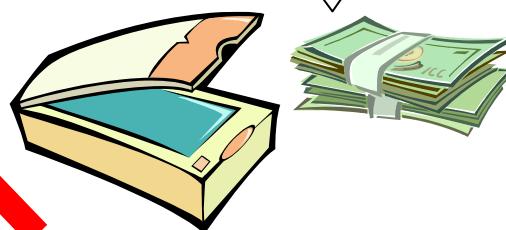
音楽CDやパソコンのソフトをコピーして友だちにあげたり売ったりすること！

→「著作権法違反」(5年以下の懲役 または 500 万円以下の罰金)



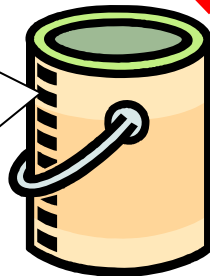
使用する目的で貨幣や紙幣を偽造すること！

→「通貨偽造の罪」(無期又は3年以上の懲役)



シンナーなどを売ること！

→「毒物及び劇物取締法違反」
1年以下の懲役 または 3 万円以下の罰金



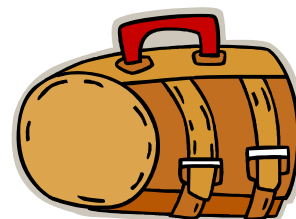
ブランド品やソフトなどのコピーを海外から持ち込むこと！→「関税法違反」
5年以下の懲役 または 500 万円以下の罰金



盗んだ品をもらったり、買ったり、運んだりすること！

→「盗品譲受などの罪(刑法256条)」

・無償で譲り受けた場合は懲役 3 年
・有償で譲り受けた場合は 10 年以下の懲役 または 50 万円以下の罰金



ポイント

インターネット上では、だれもが簡単に品物を売ったり買ったりすることができます。しかし、コンピュータソフトをコピーして販売することなどは、法律で禁止されています。また、違法な品物とは知らずに購入して、犯罪に巻き込まれてしまう危険性もあるので、ネット取引をする際は十分に気を付けましょう。

<背景>

インターネット上では、オークションなどの個人売買が手軽に行われるようになりました。中には違法な品物が売買されていたり、日本では売買が禁止されているものを販売していたりするサイトも存在しており、事件事故やトラブルが後を絶ちません。

<事件事故の例>

例 著作権法違反

男子高校生が、無断でコピーしたパソコン用ゲームソフトをインターネットのオークションで販売したとして、著作権法違反の疑いで書類送検された。調べでは、高校生はこれまでに約 300 回販売し、計約 130 万円の利益を得ていたという。

<指導上の留意点>

禁制品や著作権の侵害にあたるものなど、個人売買ができない品物について理解させるとともに、インターネット上の取引の危険性についても指導しておくことが大切です。

1. 違法な品物や違法性が疑われる品物に手を出すと、自分も犯罪者になる。
2. 誘惑に耐える自制心を養う。

情報機器が発達し、だれでも簡単に複製することができます。授業で著作物を扱うときには、著作権法 30 条の個人使用や第 35 条の教育活動の使用についてだけではなく、それ以外の不正な使用は法で罰せられることについても指導しておくことが大切です。

また、実際に起きた事件や事故を題材に、朝の会・帰りの会などで新聞記事のコピーを配付し、法律や罰則について話すことも効果があります。（教育活動における新聞記事のコピーは、著作権第 35 条により許諾をとらなくても可能です。）

<解説例>

コピーが認められる場合はどのような場合だったか覚えていますか？

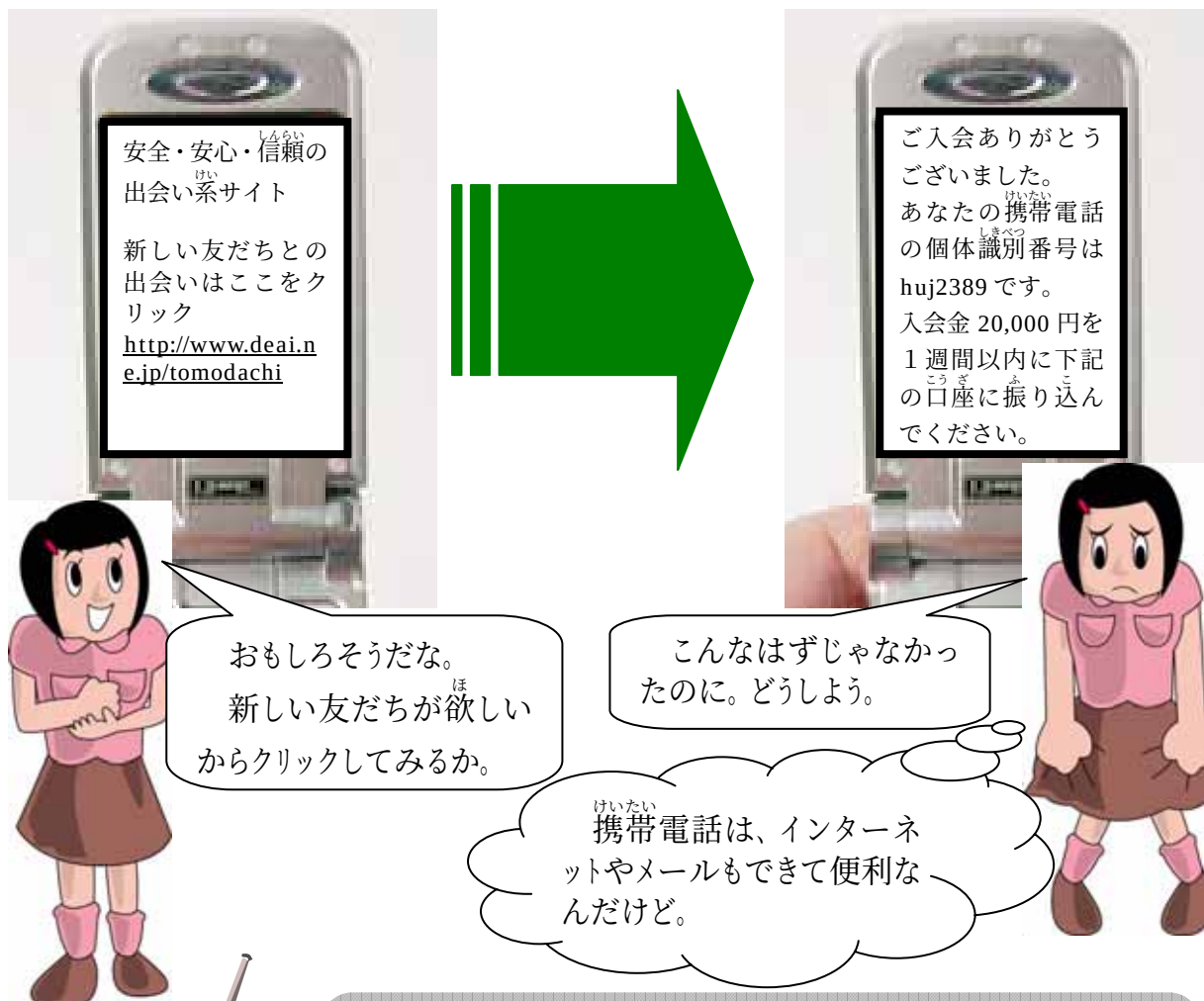
そうですね、個人使用のためのコピーと、教育目的のためのコピーは、著作権法で認められているのでしたね。

でも、コピーした物を友だちにあげたり売ったりしたら、個人使用とはいえなくなり、法律で罰せられるのです。特に、インターネットの取引にはいろいろな人がかかわっており、事件や事故に巻き込まれる危険性が高いので注意が必要です。

どのようなものが法律で禁止されているのか、今から配る資料を見てきちんと理解しましょう。



不当請求は絶対無視！



ワンクリック詐欺・ワンクリック不当請求

このような、サイトを見て、何気なく画面をクリックしたとたんに登録画面が表示され、高額な請求をされる手口を「ワンクリック詐欺」「ワンクリック不当請求」といいます。このような契約のやり方は、法律で禁止されています。

ポイント

一般に、クリックする前に、利用料金や利用規約について説明がない場合は、登録料や料金を請求することができないことになっています。

このようなメールが届いたときは、無視するのが一番です。相手の連絡先が書いてあっても、自分から連絡してはいけません。

心配なときは、手遅れになる前に先生や親に相談しましょう。

＜背景＞

パソコンや携帯電話の電子メールを通して、出会い系サイトやアダルトサイトなど、架空あるいは一度だけアクセスしたサイトから、利用料金を請求される被害が急増しています。

＜事件事故の例＞

例1 携帯電話への不当請求

自分の携帯電話に勝手にメールが送られてきたため、何かと思って開いたとたんアダルトサイトに会員登録され、入会金を請求された。

例2 Webページ閲覧による詐欺

Webページを閲覧していたとき、年齢確認をクリックしただけで「登録ありがとうございます。料金を支払ってください。」と表示された。あわてて解約の手続きをした時に個人情報を入力してしまい、料金請求のメールがくるようになった。

＜指導上の留意点＞

不当請求は、親や教師の目の届かないところで起こります。機会を見つけて、不当請求について指導していくことが必要です。指導のポイントとして、次の4つが考えられます。

1. 氏名、住所、電話番号などの個人情報を絶対に伝えない。
2. 利用規約がない場合は無視をする。
3. 利用規約がある場合は、よく読んで確認する。
4. 電子消費者契約法では、事業者は、消費者に対して申し込み内容を再度確認させるための画面を用意する必要があるので、このような確認措置がない場合、その申し込みは無効であることを主張することができる。

自動登録画面が出てくると、携帯電話の場合は個体識別番号、パソコンの場合はIPアドレスが表示されることがあります。このような、特定の情報が表示されると、自分の個人情報が相手に知られてしまっているのではないかと不安になりますが、これらから個人情報が漏れてしまうことはありません。

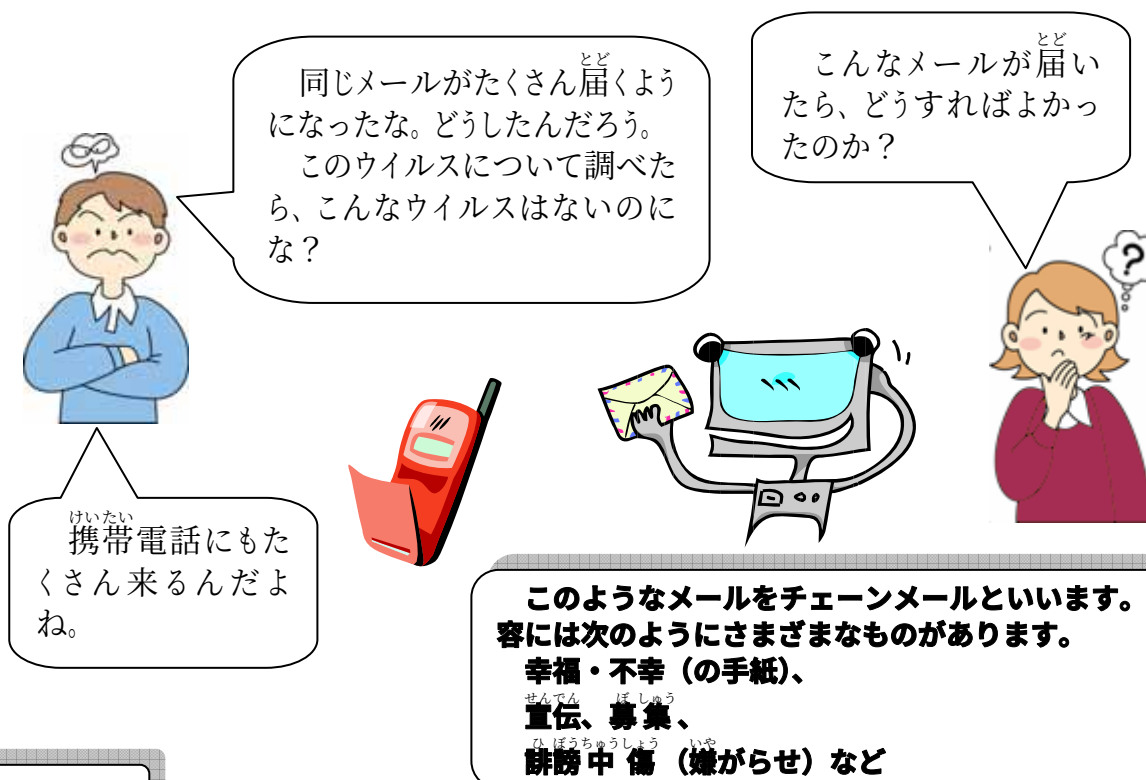
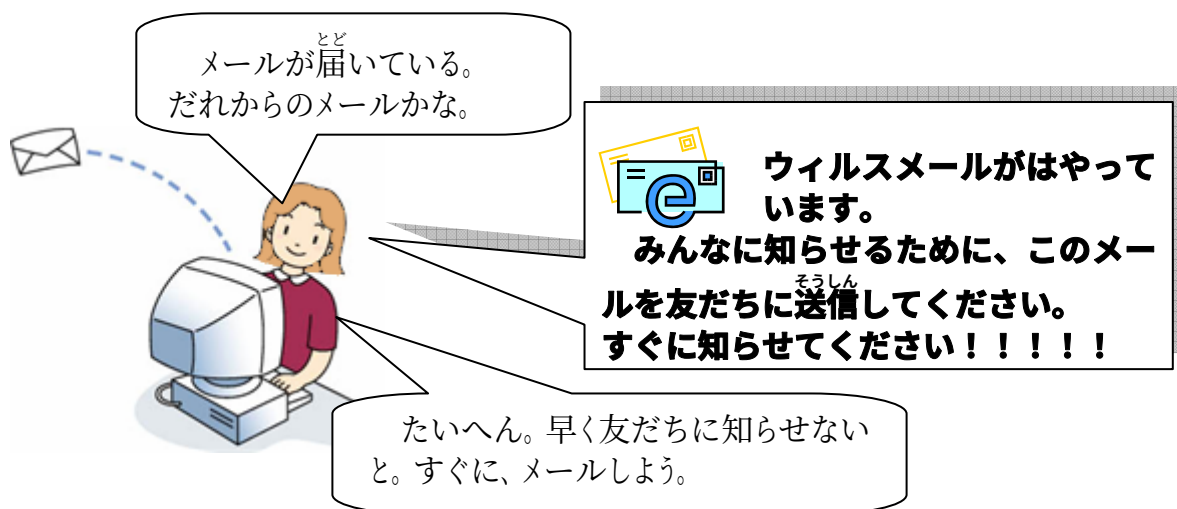
＜解説例＞

不当な料金請求は、出会い系サイトやアダルトサイト、チェーンメールなどによく見られます。一方的に送られてくる勧誘メールに、安易に返信したり名前、住所、電話番号などの個人情報を登録したりすると大変なことになります。

おもしろ半分や興味本位で、届いた勧誘・広告メールに記載されたURLをクリックしてはいけません。



チェーンメールは絶対無視！



ポイント

チェーンメールは転送させることを目的としているため、さまざまな脅迫の言葉によって、メールをあなたに転送させようとしめます。しかし、「怖いから」と友だちに送ってしまったメールは、転送され続け、今度はあなたが迷惑で有害なメールを送信した加害者となってしまいます。絶対転送しないようにしましょう。

＜背 景＞

パソコンや携帯電話を使っている人の多くが、なんらかのトラブルを経験しています。その中で、特に多いのが、チェーンメールや勧誘メールなどの迷惑メールに関係するものです。これらのメールは、いたずら目的で送信されることが多く、人の善意や心の弱さを利用し、複数の人に転送するよう指示をして、ねずみ算式にメールの数が増えてしまうことがあります。迷惑メールは、受信者に迷惑をかけるだけでなく、ネットワークに多大な負荷を与えています。

＜事件事故の例＞

例 迷惑メールを送信した男を逮捕

発信元を隠して不特定多数に迷惑メールを送信し、宛先不明のため返信された大量のメールでプロバイダの業務を妨げたとし、偽計業務妨害の容疑で男を逮捕した。

＜指導上の留意点＞

携帯電話の普及により、メールは子どもたちの間でも大きなコミュニケーション手段の1つになっています。チェーンメールの指導に関するポイントについては、次の3つが考えられます。

1. どんなメールがチェーンメールかを理解させる。
2. チェーンメールはなぜ悪いかを理解させる。
3. チェーンメールの種類について理解させる。

受け取ったチェーンメールをだれかに転送してしまうことは問題の解決にはなりません。果てしなく続く、迷惑の連鎖の始まりです。送った友だちがさらに転送していけば、またいつか自分に倍以上になって戻ってくるかもしれないことを理解させましょう。

＜解説例＞

A子さんに、「このメールを止めると、今までの転送代を支払わなければなりません。現在の累計料金は206,265円です。」というメールが届きました。怖くなったA子さんは、コンピュータ会社に勤める父親に相談しました。すると、父親は、「他の人の料金を請求されることはないんだよ。」と教えてくれました。それでも心配なA子さんのために、父親は消費生活センターに電話をしてくれました。「メールの送受信を肩代わりすることはできません。デタラメなので安心してください。」という説明を聞き、安心してメールを削除しました。



出会い系犯罪に巻き込まれないために！

インターネット上にはいろいろなコミュニケーションツールが存在し、不特定多数の人との出会いが可能です。

カラオケに行きたいけど、だれか連れて行ってくれる人いないかな？

携帯の出会い系で誘おうか？カラオケに連れて行ってくれる人いませんか。



掲示板

チャット

メッセージ



カラオケぐらいおごってやるよ。
タバコもあるし、少しお酒もどうだい。

お小遣いが少ないなら、いいアルバイト紹介してあげるよ。



ほんの軽い気持ちでも、出会い系サイトの掲示板に書き込みをすると恐ろしいワナがまち受けている。お小遣いをくれるからというおいしい話は特に危険。会ってからでは取り返しがつかないよ。

ポイント

掲示板に、金銭等^{きんせんなど}を示して異性との交際^{いせいこうさい}を持ちかける書き込みをすると、それだけで罪^{つみ}になります。遊びでやるのもいけません。

アンケートやプレゼントのWebページには、出会い系に接続する罠^{わな}が仕掛け^{しかけ}あることがあるので注意しましょう。

＜背 景＞

インターネット上にはさまざまなコミュニケーションツールが存在し、特定、不特定を問わず、いろいろな人同士がコミュニケーションを図っています。中には出会いそのものを目的とするサイトも存在し、それを利用した児童買春や凶悪犯罪なども多発しています。そのような背景から、いわゆる出会い系サイト規制法が施行され、成人・児童にかかわらず、処罰されるようになりました。

＜事件事故の例＞

例1 わいせつ目的誘拐、強姦

インターネットのチャットで知り合った小学6年の女兒を自宅に連れ込み、乱暴したとして、大学生をわいせつ目的誘拐と強姦の疑いで逮捕した。

例2 出会い系サイト規制法（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制などに関する法律）違反

インターネットの出会い系サイト掲示板に、女子児童を対象としたわいせつな交際を求める書き込みをした男性を逮捕した。

＜指導上の留意点＞

コミュニケーションツールの特性と、出会い系サイトの存在について理解させるとともに、出会い系サイト規制法についても指導しておくことが大切です。

1. 出会い系サイトにはアクセスしない。
2. インターネット上の掲示板などへの書き込みには十分注意する。

「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（平成15年9月13日施行）

→ 100万円以下の罰金

1. 児童との性交渉を持ちかけただけで違反
2. 金銭等を示して、児童との「異性交際」を持ちかけただけで違反
3. 不正な書き込みをした者は、成人・児童にかかわらず罰則の対象（ここでいう「児童」は、18歳未満の者）

＜解説例＞

掲示板などに書き込みするとき、金銭などを示して異性との交際を持ちかけると法律で罰せられます。これは大人・子どもにかかわらず罰則の対象になるので注意してください。

見ず知らずの人からメールが送られてきた場合、ほとんどがアダルトサイトや出会い系サイトにつながるようになっていきます。不用意にクリックして不当請求の被害にあったり、犯罪に巻き込まれたりすることのないよう気を付けましょう。



違法ドラッグに注意！



【違法ドラッグであることを偽るために利用される商品の種類】

1. 試薬系
アロマ、お香、研究用試薬など
2. 植物粉末系
お香、観賞用標本など
3. アロマオイル系
アロマ、お香
4. ビデオヘッドクリーナー系
ビデオヘッドクリーナー、芳香剤など

※身近に販売されているこれらの商品を称して違法ドラッグが流通しています！

【画像は厚生労働省ホームページから転載】

- 肌がきれいになるよ。
- これ飲むと痩せるよ。
- 匂いを嗅ぐと頭がスッキリするよ。
- 最高の気分が味わえるよ。
- イライラがとれてスッキリするよ。



これらは麻薬に似た幻覚症状をもたらす、健康被害をもたらす他、乱用すると死にいたる場合があります。

「ダメ。ゼッタイ。」と断る勇気をもとう。

ポイント

インターネット上で売られている薬などの商品の中には、違法なものや違法でなくても危険なものがあります。危険なことをかくして販売されているものもあるので、十分注意しなければなりません。おもしろ半分で買ったたり使ったりしないようにしましょう。

<背 景>

アロマオイルや芳香剤、痩身剤として、薬物と同じ症状が現れ、身体にとっても危険なものが、違法ドラッグとしてインターネット上で販売されています。自分で購入しなくても、友だちに勧められて興味本位で使い始めたり、事件事故に巻き込まれたりしてしまうおそれが高く、とても危険です。

<事件事故の例>

例1 傷害罪、薬事法および麻薬取締法違反

中学校の女子生徒2人は、同級生がネットで購入した抗うつ剤を譲り受け、担任教諭の給食に混入した。この抗うつ剤を無許可で販売したとして、無職の女を薬事法および麻薬取締法違反の疑いで逮捕した。

例2 麻薬、婦女暴行

自宅アパートで女子高生に催眠作用のある薬を飲み物に混ぜて飲ませ、もうろうとした女子高生に性的暴行を加えたとして、会社員の男を準婦女暴行の疑いで逮捕した。

<指導上の留意点>

違法ドラッグの存在と流通経路などについて理解させるとともに、薬物使用の身体への害についてもきちんと指導しておくことが大切です。

1. 口や鼻から身体に入る怪しい薬などには手を出さない。
2. 誘惑に耐える自制心を養う。

平成19年4月施行の改正薬事法では、「指定薬物」として扱われるものを、治療や研究目的以外で、輸入、製造、販売した場合には、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金が科せられます。

<解説例>

「頭がすっきりする薬だよ。」ってだれかに勧められたらみんなはどうする？

もし、これを友だちが勧めたらどうする？

本当にそんな薬があると思う？

本人は本当に信じていて勧めていても、実はその本人もだまされているかもしれないね。

インターネットなどでは、興味を引きそうなのうたい文句で、違法ドラッグという怪しい薬が販売されていることがあります。中には麻薬よりも副作用が強く、身体をこわしてしまう物もあります。身体に入る怪しい薬などには決して手を出さないように気を付けましょう。



「情報安全指導事例」 関連リンク

文化庁

<http://www.bunka.go.jp/index.html>



コピーライトワールド（著作権情報センター）

<http://www.kidscric.com/>



ネット社会の歩き方（電子商店街）

<http://www.cec.or.jp/net-walk/>



情報モラル研修教材 2005

http://sweb.nctd.go.jp/kyouzai_new/index.htm



(社)コンピュータソフトウェア著作権協会

ACCS <http://www.accsjp.or.jp>



ポリスチャンネル：ビデオライブラリー

<http://www.police-ch.jp/video/h.html>



2 話し合い活動を取り入れた 情報モラルの学習プラン

この章では、話し合い活動を通して自己理解を深める5つの学習プランを示しました。平成17年3月発行の「ネット社会における安全指導資料」においても同様の指導法を示しましたが、本資料では、短時間で、より手軽に取り組める学習プランとしました。「3 資料」の「話し合い活動を通した情報モラル指導の考え方」を参考に、時間配分等は各学校の実情に合わせて指導してください。

活用の仕方

この資料は、話し合い活動を通して情報モラルの育成を図る資料です。

道徳、特別活動、総合的な学習の時間などで、

児童生徒に自分たちの考えを話し合わせることによって、情報モラルについて自分たちで考えていく力を育ててください。



ネット社会のルールやマナーを理解した上で、実際に行動できる態度を育成することが大切です。

本冊子に掲載してあるワークシートは、栃木県総合教育センターのホームページからダウンロードできます。学校の実情に合わせて加工してお使いください。

学習プラン1 「私のネット利用」

今から隣の人と2人組になって、「普段、携帯電話やメール、インターネットなどをどのくらい利用しているのか」、「何を利用しているのか」について、5分間で相手に分かるように説明してみましょう。説明する人は、なるべく隠さずに正直に話してみましょう。

説明を聴く方は、メモを取りながら聴くようにします。

2人とも説明が終わったら、相手の利用状況について、メモを元に記録用紙に記入します。

記入が終わったら、記録した内容に間違いがないかどうか確認し合い、お互いのネット利用について振り返ってみましょう。



ねらい

インターネットや携帯電話の利用法について話し合わせることによって、相手の気持ちや考え方を理解させる。

活動形態

- ☆ 座席の前後、隣同士の2人組、または、3人組を作り人数を調整

準備するもの

- ☆ 筆記用具
- ☆ 記録用紙（簡単なメモ用紙）



指導展開例

学習活動	時間	指導上の留意点
「私のネット利用」の活動の流れを示す。	5分	活動の趣旨を理解させる。
お互いのネット利用について説明する。	10分	2人組の場合は5分ずつ、3人組の場合は3分ずつ説明する様に伝える。 聴く側は、適宜メモを取るように伝える。
記録用紙を元にお互いのネット利用状況について確認する。	10分	お互いの利用状況について確認することでそれぞれのネット利用について振り返らせる。

学習プラン2 「よく利用するネットコンテンツ」

今から隣の人と2人組になって、「普段、携帯電話やメール、インターネットなどをどのくらい利用しているのか」、「何を利用しているのか」について、5分間で相手に分かるように説明してみましょう。説明する人は、なるべく隠さずに正直に話してみましょう。

2人とも説明が終わったら、お互いに相手の利用についてどう思ったか感想用紙に記入して渡します。このとき、たとえ友だちがどんな使い方をしているにしても責めてはいけません。感想を正直に書くようにして下さい。

感想用紙を受け取ったら、友だちに書いてもらった感想を参考に、自分のネット利用について振り返ってみましょう。



ねらい

インターネットや携帯電話で利用するコンテンツを説明させることにより、自分の考えを、正確に伝える体験をさせる。また、相手が応じやすい質問の仕方はどのような方法がよいか考えさせる。

活動形態

- ☆ 座席の前後、隣同士の2人組、または、3人組を作り人数を調整

準備するもの

- ☆ 筆記用具
- ☆ 感想用紙（簡単なメモ用紙）



指導展開例

学習活動	時間	指導上の留意点
「よく利用するネットコンテンツ」の活動の流れを示す。	5分	活動の趣旨を理解させる。
友だちのよく利用するネットコンテンツやネットの利用状況についてインタビューする。	10分	2人組の場合は5分ずつ、3人組の場合は3分ずつインタビューするように伝える。 〈インタビューの例〉 ● どんなサイトをよく利用する？ ● 家でどのくらい見てる？ ● 携帯での利用料金はどのくらい？
友だちのよく利用するネットコンテンツやネットの利用状況を聞いて感じたことを感想用紙に記入する。	5分	どう思ったかについてきちんと相手に伝えるように促す。
友だちから感想用紙を受け取ってどう思ったかについて発表する。	5分	何人かを指名し、感想用紙を読んで思ったことを発表させる。

学習プラン3 「こんなメールをもらったらどう思う？」

「このメールを見た人はすぐに10人の友人に同じメールを送ってください。そうしないと、あなたは交通事故にあってしまいます。」という内容のメールをもらいました。あなたは どう思いますか。また、どうしたらよいと思いますか。



ねらい

インターネットや携帯電話のチェーンメール対処法について考えさせ、ネット上や日常のコミュニケーションについて、どんなことに気を付けたらよいか考えさせる。

活動内容

- ☆ 5～6人のグループ
- ☆ 各自の考えを発表する
- ☆ グループの考えをまとめる

準備するもの

- ☆ 筆記用具
- ☆ 記録用紙（簡単なメモ用紙）

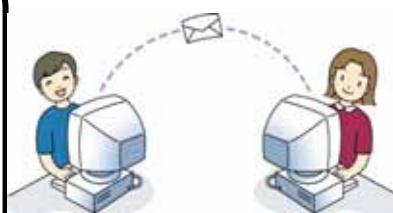
指導展開例

学習活動	時間	指導上の留意点
「こんなメールをもらったらどう思う？」の活動の流れを示す。	5分	活動の趣旨を理解させる。
ワークシートについて個人の考えをまとめる。	5分	グループの考えをまとめるときに必要なので、理由も簡潔に記入させる。 ワークシート「こんなメールをもらったらどう思う？」
5～6人グループに別れ、グループ各メンバーの選んだ考えをまとめる。	10分	相手の意見を受け止めながら自分の意見を述べさせ、お互いに納得することが大切であることを理解させる。
グループごとに発表する。	10分	各グループの発表を聞くことで日常のコミュニケーションについて振り返らせる。 ネット上のコミュニケーションも日常の延長であること理解させる。

「こんなメールをもらったらどう思う？」 ワークシート

年 組 番 氏名

「このメールを見た人はすぐに 10 人の友人に同じメールを送ってください。そうしないと、あなたは交通事故にあってしまいます。」という内容のメールをもらいました。これを読んで、あなたはどう思いますか。また、どうしたらよいと思いますか。



- 1 このようなメールをもらったら、どんな気持ちになりますか。

- 2 このようなメールをもらったら、あなたならどうしますか。

- 3 自分の気持ちや対応をグループで話し合い、どうしたらよいか意見をまとめましょう。

学習プラン4 「ちょっと待った！その情報は大丈夫？」

自分がブログを書くつもりで、このブログをよく読んで、どこに問題があるか考えてください。

みんなに読んでもらいたいブログですが、どこまでの情報を書き込んでいいのかよく考えてみましょう。

あなたならどう書きますか。

氏名	電話番号
住所	学校名
性別	年齢
メールアドレス	自分の写真
...	



ねらい

ブログや掲示板の利用を通して、個人情報の扱い方について考えさせる。また、個人情報を他人に知られると、どのような事件事故に巻き込まれる可能性があるか考えさせる。

活動内容

- ☆ 5～6人のグループ
- ☆ 各自の考えを発表する
- ☆ グループの考えをまとめる

準備するもの

- ☆ 筆記用具
- ☆ ワークシート

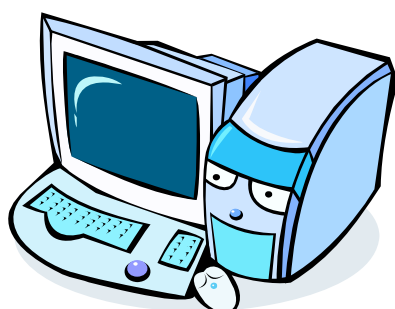
指導展開例

学習活動	時間	指導上の留意点
「ちょっと待った！その情報は大丈夫？」の活動の流れを示す。	5分	活動の趣旨を理解させる。 1時間扱いで授業を展開するときは、ワークシートだけで行う。
ワークシートについて個人で解答する。	5分	実際に誰が迷惑を受けるのかについても記入させる。 ワークシート「ちょっと待った！その情報は大丈夫？」
5～6人グループに別れ、各メンバーの考えを発表する。発表後グループで話し合い、グループとしての考えをワークシートにまとめる。	25分	各メンバーの発表を聞いて自分の考えに不足していることがあったら追記させる。
各個人情報についてグループごとに発表する。	10分	グループでの話し合い、各グループの発表を通して個人情報の取扱について理解させる。

「ちょっと待った！その^{じょうほう}情報は^{だいじょうぶ}大丈夫？」 ワークシート

年 組 番 氏名

^{まい}舞ちゃんは開設している自分のブログに、次のような書き込みをしました。この書き込みに問題があるとすればどこですか。その内容と理由を書きましょう。自分の考えがまとまったら、グループで話し合ってみましょう。



公民館での講演会 / 2006 年 12 月 15 日

どうもー 今日はうちの父が主催の講演会でした
父は 栃木市にある瓦谷商事の課長をしています
ま、話したのは 歩いて世界一周をした人ですw
それで ですね 感動しました
写真も撮ったんだけど こんどブログにのせるね（笑
興味のある人は 次のメールアドレスに連絡してよ p ^ ^ q
mai0615@tochigi.jp だよーん
いっしょに聞いていた友だちは 由美ちゃんと亜紀ちゃんです
私と同じ総合小学校の 6 年 1 組のお友だちです
とりあえず 今日の報告でーす

問題のある内容	私の考えた理由	友だちの考えた理由

インターネットで^{じょうほう}情報を発信する^{さい}際に、気を付けなければならないことを^{かくはん}各班で考えてみましょう。

--

学習プラン5 「ネット利用！あなたならどうする？」

今日は、インターネットや携帯電話を利用する中で出会うかもしれないいくつかの場面について考えてもらいます。

まず、あなたならどう対応するか考えてください。

その後、5～6人のグループになって、グループとしての考えをまとめてください。ただし、グループでの話し合いでは、他の人の意見に簡単に賛成しないで、自分の考えをみんなにきちんと伝えるようにしてください。また、人の意見もよく聞いて理解するように努めましょう。



ねらい

インターネットや携帯電話を利用する上でのルールやマナーについて理解させるとともに、相手の考えや気持ちに理解を示しつつ自分の考えもきちんと伝えることの大切さを体験させる。

活動内容

- ☆ 5～6人のグループ
- ☆ 各自の考えを発表する
- ☆ グループの考えをまとめる

準備するもの

- ☆ 筆記用具
- ☆ ワークシート
- ☆ 振り返りシート

指導展開例

学習活動	時間	指導上の留意点
「ネット利用！あなたならどうする？」の活動の流れを示す。	5分	活動の趣旨を理解させる。
ワークシートの2問について個人で解答する。	5分	グループの考えをまとめるときに必要なので、理由も簡潔に記入させる。 ワークシート「ネット利用！あなたならどうする？」
5～6人グループに別れ、グループ各メンバーの選んだ考えを発表する。発表後グループで話し合い、グループとしての考えをワークシートにまとめる。	20分	相手の意見を受け止めながら自分の意見を述べさせ、お互いに納得することが大切であることを理解させる。
活動を振り返り、今感じていることについて振り返りシートに記入する。	10分	きちんと自分の意見が言えたか、安易な妥協はしなかったか、何を感じたかを振り返らせる。

「ネット利用！あなたならどうする？」

年 組 番 氏名

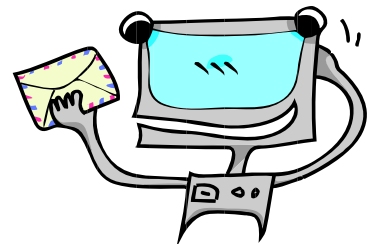
あなたが、いつも学校の仲間とインターネットや携帯電話^{けいたい}を利用しているものとします。以下には、その中で出会うかもしれないいくつかの場面が設定してあります。あなたならどう対応^{たいおう}しますか。3つの答えの中から一番よいと思うものを1つ選んで、○を付けてください。また、その選択肢^{せんたくし}を選んだ理由と、他の選択肢^{せんたくし}を選ばなかった理由についても記入してください。

自分の回答^{かいとう}がすんだら、グループで話し合い、グループとしての考えをまとめてください。まとめるにあたっては、他の人の意見^{いけん}に簡単に賛成しないようにしてください。

1. あなたが、いつも学校の仲間と利用しているインターネットの掲示板^{けいじばん}を見ていたら、親友のAさんがあなたの悪口^{あくぐち}を書き込んでいるのを見つけました。あなたならどうしますか。
- a Aさんに連絡^{れんらく}し、すぐに書き込み^{かきこみ}を削除^{さくじょ}させる。
 - b 何か自分にいけないことがあったのかを一人で悩^{なや}む。
 - c Aさんに悪口^{あくぐち}を書き込まれたことを他の友だちに相談^{さうだん}する。



2. あなたのメル友からメールが届^{とど}きました。あなたならどうしますか？
- a 相手から届^{とど}いたメールには、すべてできるだけすぐに返信メールを出す。
 - b すぐには返信せず、少し時間を置いてから返信する。
 - c 回答^{かいとう}要求^{ようけん}がなければ特に返信はせず、後で別の要件^{ようけん}ができたときにメールする。



「ネット利用！あなたならどうする？」 ワークシート

年 組 番 氏名

それぞれの^{せんたくし}選択肢について考えられる問題点などについて記入しなさい。

問題	選択肢	問題点など
1	a	
	b	
	c	
2	a	
	b	
	c	

^{かいどう}
[回答用紙]

問題	答	自分の考え	メンバーの考え						グループの答え
1									
2									

「ネット利用！あなたならどうする？」 振り返りシート

年 組 番 氏名

あなたは、この活動の中で、自分の意見をどれくらい自由に主張（しゅちよう）できましたか。理由も記入してください。

とてもよく
主張できた

まあまあ主
張できた

あまり主張で
きなかった

全然主張で
きなかった

理由	
----	--

グループのメンバーは、どのくらい活発（かつぱつ）に話し合いましたか。

納得（なっとく）するまで
話し合った

まあまあ話
し合った

あまり話し合
わなかった

全然話し合
わなかった

理由	
----	--

この活動を通して、あなたは気持ちに何か変化がありましたか。
それはどんな時でしたか。またどんな理由ですか。

--

「解説」

1、2ともあえてこれが正解といえないような選択肢（せんたくし）が設定されています。それぞれの選択肢（せんたくし）の抱える問題点（か）について話し合いの中で気付くことが大切です。

1. aかcが選択肢（せんたくし）としては適当（てきとう）です。しかし、aの場合には、あなたとAさんの間でトラブルが発生する危険性（きけんせい）があります。cの場合には逆にAさんがみんなからいじめられる結果になってしまう危険性（きけんせい）があります。できれば先生や親などに間に入ってもらう方がよいでしょう。
2. bかcが選択肢（せんたくし）としては適当（てきとう）です。この設定ではメル友となっていますが、これが親友の場合にはすぐに返事を求めている場合もあるでしょう。しかし、いくら緊急（きんきゅう）でもたとえば授業中に返信するようなことがあってはいけません。いずれにせよ、メールの連鎖（れんさ）にならないように気を付けましょう。

「話し合い活動を取り入れた情報モラル演習例」 関連リンク

情報モラル研修教材 2005

インターネットショッピングの疑似体験

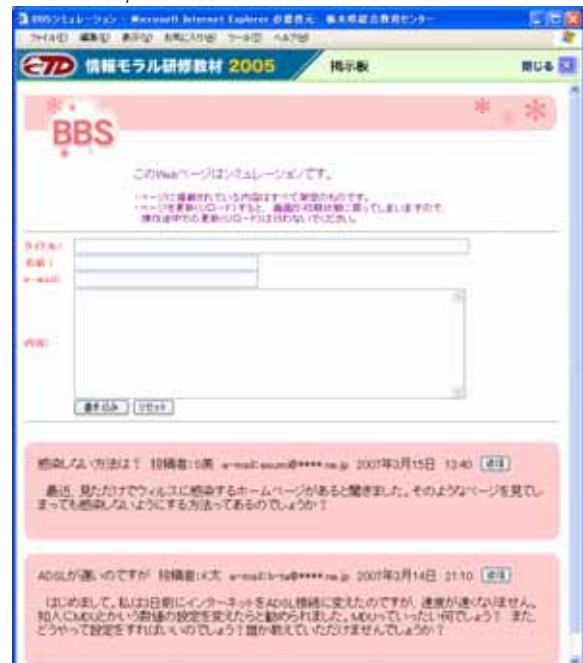
<http://sweb.nctd.go.jp/2005/taiken/contents/shopping.htm>



情報モラル研修教材 2005

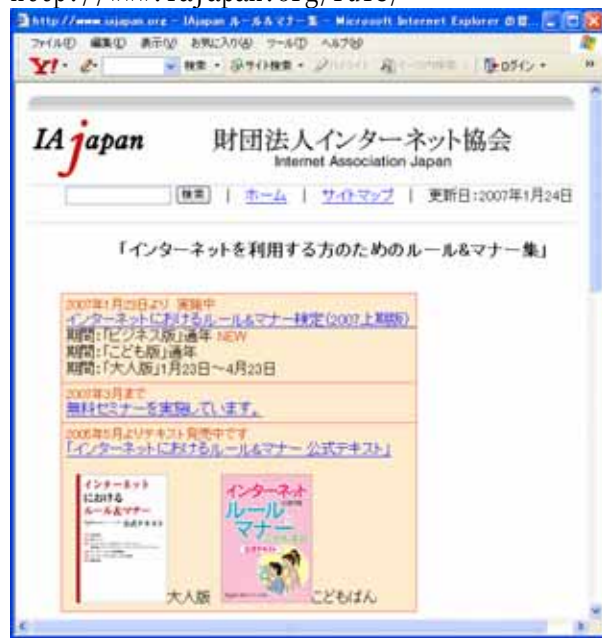
掲示板の疑似体験

<http://sweb.nctd.go.jp/2005/taiken/contents/bbs.htm>



(財)インターネット協会

<http://www.iajapan.org/rule/>



ネチケットホームページ

<http://www.cgh.ed.jp/netiquette/>



3 資 料

小学校や中学校、高等学校における「情報社会に参画する態度」に関する指導内容及び学習活動例を示しています。どのような場面で情報モラルの指導ができるか、具体的に示しています。また、「1 配付資料で説明する情報安全ワンポイント指導事例」との関連も示しています。各教科との連携を図った指導をする際にも参考にしてください。

「2 話し合い活動を取り入れた情報モラルの学習プラン」の考え方を「話し合い活動を通した情報モラル指導の考え方」として示しました。最後に、インターネット関連法規の解説を記載しました。

1 情報モラル指導と教科等での指導の関連

文部科学省では、「初等中等教育における教育の情報化に関する検討会」を設置し、情報化の進展等に対応した教育の情報化の今後の在り方について検討を進め報告書「情報教育に係る学習活動の具体的展開について－ICT 時代の子どもたちのために、すべての教科で情報教育を－」（平成 18 年 8 月 28 日）をまとめました。初等中等教育における情報教育の考え方を整理し、情報教育の内容の体系化を図った上で、小、中、高等学校の各学校段階において子どもたちが身に付けるべき「情報活用能力」に関する指導内容や学習活動例を一覧表にまとめています。

ここでは、その報告書の中から情報モラルに関する部分として「情報社会に参画する態度」の小学校、中学校、高等学校の一部分を抜粋しました。また、一覧表に本資料の「1 情報安全指導事例」で紹介した、事例 1～12 の各事例との関連を示しました。

小学校「情報社会に参画する態度」の例

分類	情報教育に関する指導内容及び学習活動例		
	小学校低学年 (1、2 年)	小学校中学年 (3、4 年)	小学校高学年 (5、6 年)
社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響		コンピュータやインターネットは便利である反面、その使用が長くなり過ぎると、生活のリズムを崩すなどの影響が起ることを知り、健康に注意しながら利用する（総合・体育）。	情報化の進展に伴い、多様な情報が提供され、それによって国民生活に様々な影響をもたらしており、生活の向上や産業の発展に大きな役割を果たしていることを考える（社会）。 事例 8 事例 9
情報モラルの必要性や情報に対する責任		ID やパスワードの大切さを知る（総合）。 事例 6 事例 7	ネットワークの先には人がいることを意識した、相手の立場に立った適切なコミュニケーションの大切さを知る（総合・国語・道徳）。 事例 4 事例 10
		人の写真を撮る時や、他人の作ったものを使う時には、許可が必要なことを知る（総合・道徳）。 事例 1 事例 2	悪意がある情報や、不適切・不正なサイトへの正しい対処法を知る（総合・道徳）。 事例 11 事例 12
		自分や友だちの個人情報を知らない人にむやみに教えてはならないことを知る（総合・道徳）。 事例 3	著作物や知的財産権を理解し、これらの権利を守ることがわかる（総合・国語・社会・図工）。 事例 1
		インターネット上には、役立つ情報のほかに正しくない情報や危険な情報もあることを知る（総合）。	インターネットの影響力の強さを知り、不確かな情報を発信しないようにする（総合）。 事例 4 事例 5

		文字だけのコミュニケーションは行き違いが起きやすいことを知る（総合・国語・道徳）。 事例 4 事例 10	相手のことを考えて情報を収 集したり発信した情報に対して責任をもったりすることの大切さに気付く（社会）。 事例 4
望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度		メディアを経由した情報を受信・発信する際には、情報のすべてを表現することはできないことを知る（総合・国語・社会）。 事例 4	メディアからの情報には発信者の意図と背景があることを理解し、情報を受ける側が情報の判断をする必要があることを知る（総合・社会）。 事例 4

中学校「情報社会に参画する態度」の例

分類	情報教育に関係する指導内容		学習活動例
社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響	・健康な生活と疾病の予防 必要に応じて、コンピュータなど情報機器の使用による疲労の現れ方や休憩の取り方など健康とのかかわりについて取り上げることに配慮する。	保健体育（保健分野）	コンピュータの使用時間、目の疲れ、肩こりの有無などについてクラス内でアンケート調査を行い、これらの関連性を調べる。
情報モラルの必要性や情報に対する責任	・表現及び鑑賞の指導上の配慮事項 表現の指導に当たっては、美術に関連して著作権等の知的所有権や肖像権などの権利を尊重し、侵害しないことについても併せて指導が必要。 事例 1 事例 2	美術（A 表現）	絵画作品と著作権について調べる。
	・情報化が社会や生活に及ぼす影響を知り、情報モラルの必要性について考えること。 情報社会の特質や情報化の進展がもたらす社会や人間に対する影響について、個人情報や著作権の保護、コンピュータ犯罪、健康問題なども含め、光と影の存在について考えさせる。 事例 1 事例 2 事例 3 事例 7 事例 8 事例 9 事例 10 事例 11 事例 12	技術・家庭（技術分野／B 情報とコンピュータ）	身の回りの事例から、社会が情報化したことで便利になったことと、不便になったことについて調べる。
	・ソフトウェアを選択して、表現や発信ができること（「情報の発信」との関連で再掲）。★選択★ インターネットを利用する場合には、不特定多数の人が発信した情報が得られること、逆に自分の発信した情報が不特定多数の人に見られることを知らせる。 事例 3 事例 4 事例 5	技術・家庭（技術分野／B 情報とコンピュータ）	校内 LAN の掲示板でニックネームを使ったコミュニケーション活動（チャット）を行い、ネットワークの匿名性の危険について話し合う。

望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度	・販売方法の特徴や消費者保護について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること。 情報化の進展に伴う消費生活の変化にも対応し、生徒の身近な事例を取り上げて具体的に考えさせたり、消費生活センターなどを見学したりして、興味・関心をもたせるように工夫する。 事例 8 事例 9 事例 12	技術・家庭 (家庭分野／B 家族と家庭生活)	消費生活センターの見学などを通して情報化の進展に伴う消費生活の変化について調べる。
--------------------------------------	--	-----------------------------------	--

高等学校「情報社会に参画する態度」の例

分類	情報教育に関係する指導内容	学習活動例
社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響	・情報化の進展と社会への影響 (社会で利用されている情報システム) 社会で利用されている代表的な情報システムについて、それらの種類と特性、情報システムの信頼性を高める工夫などを理解させる。 事例 6 事例 7 事例 9	フィッシング詐欺をはじめとしたインターネット上の犯罪について調べ、それらはどのようにすれば被害を最小に抑えられるか考える。
情報モラルの必要性や情報に対する責任	・現代と倫理 (現代の諸課題と倫理) 情報社会の特質、及びその進展がもたらす人間や社会に対する影響について考えさせ、的確に、また主体的に情報を選択・発信することのできる能力やモラルを身に付けさせる。また、情報を活用して自己の生き方を豊かにすることや情報ネットワークによってつくられる人間関係の広がりなどの可能性がある一方、直接的な人間関係の希薄化、生活体験・自然体験の不足などがもたらす問題、人間の主体性の喪失の危険性、間接経験の拡大、知的所有権の保護など情報機器の利用にかかわるモラルの問題などにも目を向けさせ、情報社会の持つ光と影の両面から理解を深め、情報社会における自らの在り方生き方について考えさせる。 事例 2 事例 4	主として携帯電話のメールで連絡する友人と部活動などで行動を共にする友人とを比較し、ふだんのつきあい方によどのような違いがあるか考える。
	・鑑賞 (作者の心情や意図と表現の工夫) 作品には作者の知的所有権 (特許、意匠権、著作権など) があり、無断でアイデアやデザインを利用したり、真似をしたものを自分の作品として公に発表したりすることは、許されないことを理解し、作者の考えや作品をその人独自のものとして尊重する態度を培う。 事例 1 事例 2	インターネットなどを利用して、美術作品の著作権侵害で問題になっている事例を調べ、それは著作権のどの部分が問われているかについて考える。

情報モラルの 必要性や情報 に対する 責任	・消費生活と資源・環境（消費者の権利と責任） 消費生活の現状と課題、消費者問題と消費者の保護、消費者の責任及び生活情報の収集・選択と活用について理解させ、消費者として主体的に判断し責任をもって行動できるようにすること。 事例 7 事例 9	家庭総合	Web ページや電子メールから得られた情報の信頼性や信憑性をどのように判断するかについて話し合い、詐欺やトラブルに巻き込まれないようにするにはどのような対策が必要か考える。
	・消費生活と環境(家庭の経済と消費) 多種多様の情報について、発信源を確認したり、正確さを判断する能力を身に付け、適切な情報を取捨選択して目的に応じて活用できるようにすることが重要であることを認識させる。 事例 4 事例 9 事例 10	生活技術	内容の異なる 情報を発信している Web ページを比較して、どちらの情報に信憑性があるか考えてみる。
	・情報の収集・発信と情報機器の活用(情報の収集・発信における問題点) 情報通信ネットワークやデータベースなどを利用した情報の収集・発信の際に起こり得る具体的な問題及びそれを解決したり回避したりする方法の理解を通して、情報社会で必要とされる心構えについて考えさせる。 事例 3 事例 6	情報 A	大量の個人情報なぜ流出するかについて話し合い、個人情報流出による被害に遭わないためにはどのような対策が必要か考える。
	・情報の収集・発信と個人の責任(情報の公開・保護と個人の責任) 多くの情報が公開され流通している実態と情報の保護の必要性及び情報の収集・発信に伴って発生する問題と個人の責任について理解させる。 事例 3 事例 6	情報 C	Web ページや電子メールを利用する際に個人情報の保護に気を付けているかをチェックし、個人情報の漏洩でどのような被害が予想されるかを考える。
	・情報化の進展と社会への影響(情報化が社会に及ぼす影響) 情報化が社会に及ぼす影響を様々な面から認識させ、望ましい情報社会の在り方を考えさせる。 事例 8 事例 9 事例 11 事例 12	情報 C	社会の情報化の進展に伴いどのようなネットワーク犯罪が登場しているか調べ、それらの被害者にならないためにはどのような知識と心構えが必要か考える。
	・情報社会を支える情報技術(情報技術の進展が社会に及ぼす影響) 情報技術の進展が社会に及ぼす影響を認識させ、情報技術を社会の発展に役立てようとする心構えについて考えさせる。 事例 9 事例 10 事例 11 事例 12	情報 B	情報社会ではあらゆる人間が情報を容易に発信できることについて考え、虚偽の情報や悪意のある情報に対処するにはどのような心構えが必要であるかについて話し合う。
望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度			

情報教育に係る学習活動の具体的展開について－ICT 時代の子どもたちのために、すべての教科で情報教育を－ 平成 18 年 8 月 28 日 文部科学省より抜粋

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/08/06082512.htm

2 話し合い活動を通した情報モラル指導の考え方

1. 情報モラルの態度の育成

情報モラルの指導で難しい点は、授業で学習したことを実際の生活で実行できるようにすることです。ネット社会でトラブルの加害者や被害者にならないようにするために、ルールやマナーを教えることはもちろん大切ですが、それだけでなく、実際に行動できる態度を育成することが必要不可欠です。

そのためには、他人にありのままの自分を知ってもらう自己開示のエクササイズや、自分を再発見するためのフィードバックを通して、自己理解を深める学習活動を取り入れることが効果的です。

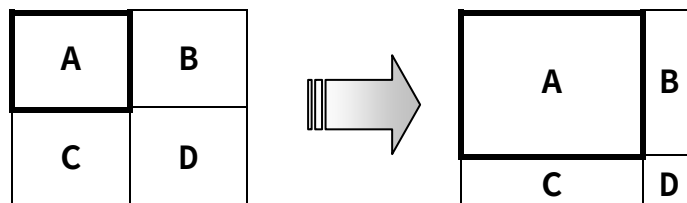
2. ジョハリの窓

ジョハリの窓とは、自己理解を深めていこうとする概念の1つで、この概念の提唱者であるアメリカの心理学者、ジョセフ・ルフトとハリー・インガムの2人の名前の頭文字を取って名付けられたものです。自分に関する事柄を「自分が知っている」か「周囲が知っているか」の2つに分け、この2つを組み合わせることによって下の図のA、B、C、Dのように4つの領域を作り出し、B～Cの領域をAの領域に変えていくことでさらなる自己理解を深めていくことを目指すアプローチの1つです。

例えば、人に迷惑がかかるとは自分では気付かずにやってしまうといったことや、逆に、人に気付かれなければこっそりやってもかまわないと思ってやってしまったことが問題になったとします。これを解決するためには、ジョハリの窓というところの、「盲目の窓」や「隠された窓」を小さくし、「明るい窓」を広げていくことが大切です。このような指導を、情報モラルの指導に取り入れていくことが大切です。

「ジョハリの窓」

	自分が知っている自分	自分が気付いていない自分
周囲の人が知っている自分	A：【明るい窓】 自分も他人も知っている自分	B：【盲目の窓】 自分は気付いていないが他人は知っている自分
周囲の人が気付いていない自分	C：【隠された窓】 自分は分かっているが他人は気付いていない自分	D：【未知の窓】 自分も他人も気付いていない自分



※ 自分は知っているが、他人は気付いていない C の窓を小さくすることで、A の窓は大きくなります。（自己開示）

※ B の窓を小さくし、A を大きくしていくことで、自分というものが再発見できます。（フィードバック）

3. 自己開示

自己開示とは、自分自身を他人に対してオープンにすることです。「自分が見る自分」と、「他人が見る自分」との差を少なくすることにより、心理的な負担を軽くすることができます。自己開示は、ジョハリの窓でいう、「明るい窓」を「隠された窓」の方向に押し広げるのに効果的です。「隠された窓」だった部分を、「明るい窓」に変えることができます。

大切なのは、「人には知られたくはない部分」を他人に見せるのを怖がらないことです。「ひょっとしたら嫌われてしまうのではないかと思ったけれども、言ってしまったら気持ちが楽になった」という経験を味わわせることも大切です。

4. フィードバック

フィードバックとは、自分自身について他人からコメントをもらうことです。コメントを受けることで、自分自身を振り返り、成長することができます。ジョハリの窓でいう、「明るい窓」を「盲目の窓」の方向に押し広げるのに効果的です。「盲目の窓」だった部分を、「明るい窓」に変えることができます。

大切なのは、他人のコメントを素直に受け取ることです。そのためには、コメントを返す側も悪いところばかりを言うのではなく、よい点は褒めるなど、相手への思いやりの気持ちをもって接することが大切です。

5. 演習の組み立て方

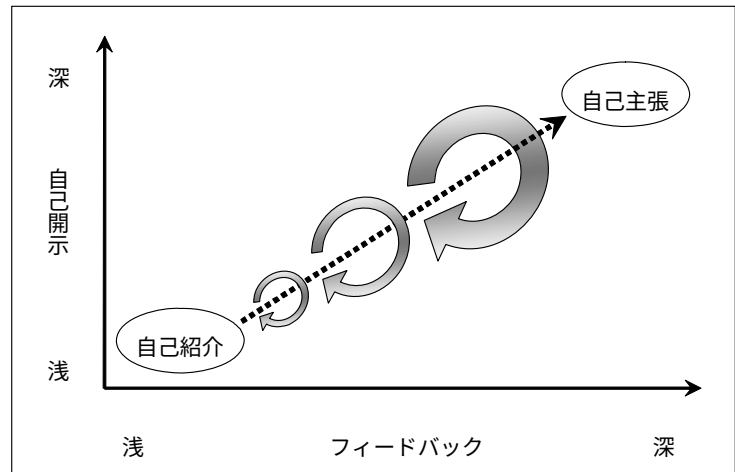
自己開示やフィードバックの演習は、構成的グループエンカウンター（SGE）の中でよく扱われますが、必ずしも形式どおりに行う必要はありません。

本資料では、その手法を用いたいくつかの演習を用意しました。指導展開を組み立てるときには、比較的心理的負担が低い「自己開示」の活動から始めて、徐々に「フィードバック」を取り入れていく方がやりやすいでしょう。

自己開示の中でも、自己紹介はフィードバックを伴わないので話しやすい活動です。このような簡単な自己開示の練習期間を経て、少し話しにくいタイプの、「私はこう考えた」とか「私はこう思う」といった自己主張タイプの、深い自己開示の活動に入っていた方がよいでしょう。

フィードバックは、自己開示の活動がこなれたころ、徐々に取り入れていくのがよいでしょう。ただし、このときも、「あなたはこんな事をやったのですね」といった事実を確認するだけのフィードバックから、「あなたの事をこう思う」といった聞き手の判断や助言等を交えたフィードバックへと、徐々に深めていった方がよいでしょう。

最終的には、「私はこう思う」という自己開示と、「あなたの事をこう思う」というフィードバックとを、なんの懸念もなく演習できるようになると、クラスの雰囲気はよくなるばかりではなく、情報モラルの態度を育成することも期待できます。



3 インターネット関連法規

(1) 法律と犯罪例

○脅迫罪（2年以下の懲役又は30万円以下の罰金）

少年Aは、卒業した中学校の男性教諭の名字を挙げ、「中学の部活顧問殺す。」「いやがらせばかりしやがった。死ぬ。」等と掲示板に書き込み、逮捕された。また、同中学校に侵入し、外壁や体育館に赤色スプレーで「殺しにいく。」「皆殺死にするよ。」等と書いたことも判明。脅迫罪・建造物損壊罪で起訴された。

○威力業務妨害罪（3年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

少年Bは、携帯電話から掲示板に、「○月△日に生徒や教員の大量殺人を行います。銃は暴力団から買いました。いたずらではありません。」等と書き込み、逮捕された。「いたずら目的だった。」と供述した。

○通貨偽造罪（無期又は3年以上の懲役）

パソコンを使い1,000円札を偽造したとして、通貨偽造容疑で中学2年の男子生徒（14）を逮捕した。男子生徒は100枚以上を偽造し、自動販売機で約80枚使ったと供述しており、学校で同級生らにも配っていたという。調べによると、11月上旬、自宅で1,000円札（旧札）をスキャナーなどでパソコンに取り込み、プリンターで偽札3枚を印刷した疑い。

男子生徒は10月中旬、インターネットのサイトやネットオークションで購入した雑誌で、紙幣の偽造方法を研究。11月2日ごろ、初めて自動販売機での使用に成功した。その後、改良を重ね、同月中旬にはほとんどすべての清涼飲料水やたばこ、テレホンカードの自動販売機で使えるようになったという。

○不正アクセス行為の禁止等に関する法律

（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）施行：平成13年1月6日

警察署は、他人のIDを利用して有料のオンラインゲームに不正アクセスしたとして、不正アクセス禁止法違反の疑いで、中学3年の男子生徒（14歳）を書類送検し、中学1年の男子生徒（12歳）を補導した。

警察によると、2人は○月△日にインターネット上のチャットサービスで、オンラインゲーム内で流通する金貨を増やすことを条件に、中学生（12歳）らから有料オンラインゲームのIDとパスワードを聞き出していたという。中学生が警察署に被害を届け、事件が発覚した。

不正アクセスした2人の男子生徒はお互いに面識はなく、中学生とはチャットを通じて知り合ったという。

○インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（100万円以下の罰金） 施行：平成15年9月13日

被疑少年2人（女子中学生）は、携帯電話の出会い系サイトに「男性募集、18まいなす2だよ…」などとわいせつ行為の相手をする内容の書き込みを行い、児童との性交等の相手方となるように誘引した。



(2) 法規解説

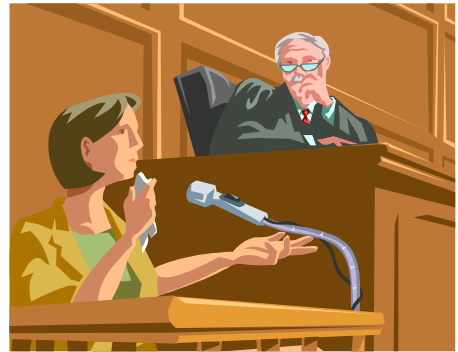
○プロバイダ責任制限法 施行：平成 14 年 5 月 27 日

インターネットでプライバシーや著作権の侵害があったときに、プロバイダが負う損害賠償責任の範囲や、情報発信者の情報の開示を請求する権利を定めた法律。

この法律では、権利侵害の被害が発生した場合であっても、その事実を知らなければ、プロバイダは被害者に対して賠償責任を負わなくてもよいとしている。

権利侵害情報が掲載されていて、被害者側からは情報の発信者が分からない場合、プロバイダに削除依頼をすることができる。それを受けたプロバイダは、それを情報発信者に照会し、7日間経過しても発信者から同意が得られなかった場合は、該当する情報の公開を止めたり削除したりするなどの措置をとることができる。

被害者は損害賠償請求権の行使に情報発信者の氏名や住所などが必要である場合など、正当な理由がある場合には、情報開示をプロバイダに対して求めることができる。



○電子消費者契約法 施行：平成 13 年 12 月 25 日

電子消費者契約法とは、電子商取引などにおける消費者の操作ミスの救済、契約の成立時期の転換などを定めた法律。

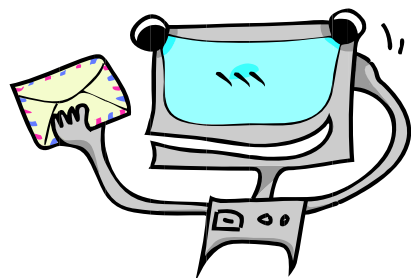
これは、パソコンやインターネットの普及につれ、パソコン操作を誤ったりすることによる、消費者トラブルが増えていることを背景にした法律です。

「無料」画面だと思ってクリックしたら、「有料」で代金を請求されてしまったというケースや、1つ注文したつもりが2つ注文したことになっていて、同じものが2つ送られてきたというトラブルが発生した場合、商店がそれらを防止するための適切な措置をとっていないと、消費者からの申込み自体が無効となります。

○特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（迷惑メール法）

施行：平成 14 年 7 月 1 日、改正平成 17 年 11 月 1 日

広告のための電子メールを送信するものが、その送信に同意している人以外に送信する電子メールを「特定電子メール」と定義しており、送信の適正化を図るために制定されたものです。特定電子メールを送信するものに対して、特定電子メールである旨（「未承諾広告」という表示）、当該送信者の氏名または名称および住所、当該電子メールの送信に用いた電子メールアドレス、当該電子メール受信用の電子メールアドレス等の4つの表示が義務づけられました。



○著作権法

著作権の指導で難しいところは、著作権法第 35 条を児童生徒に理解させることです。家庭での著作物使用と学校での著作物使用については根本的に異なり、著作権法第 30 条（私的使用）と公的使用の区別をはっきりすることを児童生徒に理解させることが必要です。また、著作権法における罰則規定は、3 年以下または懲役 300 万円以下（法人は、1 億円以下の罰金）が定められていることも理解させます。

著作権法第 30 条解説（私的使用のための複製）

個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合には、その使用する者が複製することができます。

ただし、次の①または②の場合には複製することができません。

- ①公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いる場合（当分の間、文献複写機を除く）
- ②技術的保護手段の回避により可能になった又は障害が生じなくなった複製をその事実を知りながら行う場合（ただし、回避が記録又は送信方式の変換に伴う技術的な除去又は改変による場合は除く）

著作権法第 35 条解説

学校の授業で、担任教師や児童生徒が公表された著作物を複製することができます。次の①～⑥の全ての要件を全て満たす必要があります。

- ①営利を目的としない教育機関であること
- ②教育を担当している人が複製すること
- ③公表された著作物であること
- ④授業の過程における使用を目的とすること（教員の研究発表会は含まれない）
- ⑤必要と認められる限度内であること
- ⑥著作物の種類・用途、複製の数・態様に照らして著作権者の利益を不当に害しないこと



情報社会に生きる力を育てる情報教育の在り方に関する研究協力委員

◆研究協力員

鷺嶋 優一	上三川町立本郷小学校
吉永 有朋	益子町立益子西小学校
岡田 浩一	さくら市立喜連川小学校
平野 宗	藤岡町立藤岡小学校
保知戸 孝	鹿沼市立北犬飼中学校
松島 繁夫	佐野市立城東中学校

◆事務局

江部 信夫	栃木県総合教育センター研究調査部部长
杉田 知之	栃木県総合教育センター研究調査部部长補佐
小口 公正	栃木県総合教育センター研究調査部副主幹
吉川 孝昭	栃木県総合教育センター研究調査部指導主事
高野 寿映	栃木県総合教育センター研究調査部指導主事
名塚 久貴	栃木県総合教育センター研修部指導主事

学級担任が指導する情報安全事例集

子どもたちがネットトラブルにあわないために

発 行 平成 19 年 3 月
栃木県総合教育センター 研究調査部
〒320-0002 栃木県宇都宮市瓦谷町 1070
TEL 028-665-7208 FAX 028-665-7303
URL <http://www.tochigi-c.ed.jp>